

資料提供

令和6年4月12日
課名 建設産業課
担当者名 田中
電話 082-513-3821
(内線3820)

指名除外・下請制限報告書

措置要件	公衆損害及び工事関係者事故		
措置対象者	商号・名称	}	
	代表者氏名		
	住所・所在地		別紙のとおり6者
	建設業許可番号		
指名除外・下請制限期間	}		
【事実の概要】 令和5年12月18日、東部建設事務所発注の「鞆松永線道路改良工事（（仮称）鞆トンネル）（福山市鞆町）」において、安全管理が不適切であったため、作業員が切羽面に立て掛けた支保工の吊具を外す作業中に、トンネル上部左肩部から緩んだ土砂と一次吹付コンクリートが作業員の背中部分に落下し、その際に顎を支保工に打ち付け、下顎骨多発骨折等により約2か月間の加療を要すると診断された。			
【措置理由】 上記のとおり			
【指名除外等措置適用条項】 建設業者等指名除外要綱（昭和41年1月29日制定）別表第8号（3）			
【下請制限措置適用条項】 県発注工事における下請負の制限基準（平成14年4月1日制定）第2項			

(別紙)

指名除外等措置対象建設業者及び期間

	措置	商号又は名称	建設業 許可番号	住所又は所在地	代表者	指名除外等 開始日	指名除外等 終了日	期間	備考
1	指名除外	五洋・協和エクシオ・田中・沼田鞆松永線道路改良工事（(仮称)鞆トンネル）共同企業体	—	広島市中区上八丁堀 4-1	田口 智	令和6年4月12日	令和6年5月11日	1か月	元請
2	指名除外	五洋建設株式会社	国土交通大臣 第1150号	東京都文京区後楽2 -2-8	清水 琢三	令和6年4月12日	令和6年5月11日	1か月	元請の構成員
3	指名除外	エクシオグループ株式会社	国土交通大臣 第244号	東京都渋谷区渋谷3 -29-20	船橋 哲也	令和6年4月12日	令和6年5月11日	1か月	元請の構成員
4	指名除外	株式会社田中組	広島県知事 第55号	尾道市瀬戸田町宮原 529-2	田中 勝	令和6年4月12日	令和6年5月11日	1か月	元請の構成員
5	指名除外	沼田建設株式会社	広島県知事 第41号	広島市安佐北区可部 3-3-30	沼田 聖	令和6年4月12日	令和6年5月11日	1か月	元請の構成員
6	下請制限	西行建設株式会社	国土交通大臣 第17740号	島根県益田市高津6 -22-21	西行 拓人	令和6年4月12日	令和6年5月11日	1か月	一次下請